

教育委員会定例会日程

平成27年9月29日

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の決定

4 議事

日程第1

報告第13号

事務の臨時代理の報告（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）について（教育指導課）

日程第2

報告第14号

事務の臨時代理の報告（小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則）について（教育指導課）

日程第3

議案第30号

学校運営協議会設置校の指定について（教育指導課）

日程第4

議案第31号

新玉小学校学校運営協議会委員の任命について（教育指導課）

日程第5

議案第32号

教育委員会委員長の選挙について（教育総務課）

日程第6

議案第33号

教育委員会委員長職務代理者の指定について（教育総務課）

5 その他

6 閉 会

報告第 13 号

事務の臨時代理の報告（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）について

改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 27 年 9 月 29 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和44年小田原市条例第54号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		
別表第4（第2条関係）		
区分	報酬額	
（略）		
幼稚園歯科医	年額	174,800円以内
学校運営協議会委員	年額	10,000円
（略）		

改 正 前		
別表第4（第2条関係）		
区分	報酬額	
（略）		
幼稚園歯科医	年額	174,800円以内
（略）		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

新たに設置する学校運営協議会委員の報酬額を定めるため提案するものであります。

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

新たに設置する学校運営協議会委員の報酬額を定めるため改正する。

[内 容]

学校運営協議会委員の報酬額を次のように定めることとする。（別表第4関係）

区 分	報 酬 額	
学校運営協議会委員	年 額	10,000円

[適 用]

公布の日

報告第 1 4 号

事務の臨時代理の報告（小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則）について

改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 1 0 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 2 7 年 9 月 2 9 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定による指定（以下「指定」という。）をした学校（小田原市立学校条例（昭和39年小田原市条例第13号）第2条の規定により設置された小学校及び中学校をいう。以下同じ。）に協議会を置く。

(学校の指定等)

第3条 指定を受けようとする学校の校長は、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を行った学校が次に掲げる目的を達成できると認めるときは、指定をすることができる。

(1) 当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）並びに当該学校の通学区域（学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）第5条第2項に規定する通学区域をいう。）及びその周辺に住所を有する者（以下「地域住民」という。）の学校運営への参画を促進し、信頼される学校づくりに取り組むこと。

(2) 保護者及び地域住民（以下「保護者等」という。）と学校とが一体となって、学校運営の改善及び児童又は生徒の健全育成に取り組むこと。

3 教育委員会は、指定をしようとするときは、あらかじめ当該指定をしようとする学校の保護者等の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 指定の期間は、3年以内とする。ただし、再指定をすることができる。

5 教育委員会は、指定をしたときは、速やかにその旨を告示するものとする。

(所掌事務等)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行うこととする。

(1) 指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長が当該指定学校の運営に関して作成した次に掲げる事項についての基本的な方針（次項において「基本方針」という。）の承認に関すること。

ア 教育課程の編成に関する事項

イ 学校経営計画に関する事項

ウ ア及びイに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(2) 指定学校の運営に関する事項に係る点検及び評価に関すること。

2 指定学校の校長は、前項第1号の承認を受けた基本方針に基づき、学校運営を行うものとする。

(委員)

第 5 条 協議会の委員 (以下「委員」という。) は、指定学校ごとに 15 人以内とし、次に掲げる者について教育委員会が任命する。

- (1) 指定学校の保護者
- (2) 指定学校の地域住民
- (3) 指定学校の校長
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、1 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤の特別職職員とする。

5 第 2 項の規定にかかわらず、委員は、指定学校の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、その身分を失う。

6 教育委員会は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができず、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(会長)

第 6 条 協議会に会長を置き、前条第 1 項第 3 号に掲げる委員以外の委員のうちから委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、前条第 1 項第 3 号に掲げる委員以外の委員のうちから会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する情報提供等)

第 8 条 協議会は、保護者等の意見、要望等を把握し、その運営に反映させるよう努めるものとする。

2 協議会は、保護者等に対し、その活動状況に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第 9 条 教育委員会は、協議会に対し、当該協議会の適正な運営を図るため、必要な指導及び助言を行うことができる。

(学校の指定の取消し)

第 10 条 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれ

があると認めるときは、教育委員会に対し、指定の取消しを要請することができる。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定学校の指定を取り消さなければならない。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営が著しく適性を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

3 教育委員会は、指定学校の指定を取り消すときは、その旨を当該指定学校の校長に通知するものとする。

4 第3条第5項の規定は、第2項の規定による指定の取消しについて準用する。

(秘密の保持)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第12条 協議会の事務は、指定学校において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

2 小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(委任) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)~(15) (略) <u>(16) 学校運営協議会を設置する学校の指定及び学校運営協議会の委員の任免に関すること。</u> (17) (略)	(委任) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)~(15) (略) (16) (略)

(18) (略)	(17) (略)
(19) (略)	(18) (略)
2 (略)	2 (略)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則第5条の規定による改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則(平成27年小田原市教育委員会規則第9号)附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則第5条の規定による改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(付議事項)</p> <p>第3条 次に掲げる事項は、教育委員会会議に付さなければならない。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(18) 学校運営協議会を設置する学校の指定及び学校運営協議会の委員の任免に関すること。</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p>	<p>(付議事項)</p> <p>第3条 次に掲げる事項は、教育委員会会議に付さなければならない。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p>

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則

[制定理由]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する学校運営協議会の設置等について必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 設置（第2条関係）

小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による指定（以下「指定」という。）をした学校（市立小学校及び市立中学校をいう。以下同じ。）に学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 学校の指定等（第3条関係）

教育委員会は、学校が次に掲げる目標を達成できると認めるときは、指定をすることができることとするとともに、その指定の期間は3年以内とすることとする。

- (1) 保護者及び地域住民（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画を促進し、信頼される学校づくりに取り組むこと。
- (2) 保護者等と学校とが一体となって、学校運営の改善及び児童又は生徒の健全育成に取り組むこと。

3 所掌事務等（第4条関係）

協議会は、次に掲げる事務を行うこととする。

- (1) 指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長が当該指定学校の運営に関して作成した次に掲げる事項についての基本的な方針の承認に関すること。

ア 教育課程の編成に関する事項

イ 学校経営計画に関する事項

ウ ア及びイに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

- (2) 指定学校の運営に関する事項に係る点検及び評価に関すること。

4 委員（第5条関係）

協議会の委員（以下「委員」という。）は、指定学校ごとに15人以内とし、次に掲げる者について教育委員会が任命することとするほか、その任期は1年以

内とすることとする。

- (1) 指定学校の保護者
- (2) 指定学校の地域住民
- (3) 指定学校の校長
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

5 会長（第6条関係）

協議会に会長を置き、4(3)に掲げる委員以外の委員のうちから委員の互選により定めることとする。

6 会議（第7条関係）

協議会の会議は、会長が招集し、その議長となることとする。また、協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないこととし、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによることとする。

7 運営に関する情報提供等（第8条関係）

協議会は、保護者等の意見、要望等を把握し、その運営に反映させるよう努めるものとするほか、保護者等に対し、その活動状況に関する情報を提供するよう努めるものとする。

8 指導及び助言（第9条関係）

教育委員会は、協議会に対し、当該協議会の適正な運営を図るため、必要な指導及び助言を行うことができることとする。

9 学校の指定の取消し（第10条関係）

(1) 指定の取消しの要請

指定学校の校長は、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対し、その指定の取消しを要請することができることとする。

(2) 指定の取消し

教育委員会は、次のいずれかに該当する場合は、指定学校の指定を取り消さなければならないこととする。

ア 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

イ 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合

ウ ア及びイに掲げるもののほか、協議会の運営が著しく適性を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

10 秘密の保持（第11条関係）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすることとする。

11 庶務（第12条関係）

協議会の事務は、指定学校において処理することとする。

12 その他（附則第2項及び第3項関係）

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則が制定されることに伴う所要の規定の整備を行うこととする。

[適用]

公布の日

議案第 30 号

学校運営協議会設置校の指定について

学校運営協議会設置校の指定について、議決を求める。

平成 27 年 9 月 29 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

指 定 書

小田原市立新玉小学校

学校運営協議会設置校に指定する

平成27年10月1日

小田原市教育委員会

別紙様式

平成27年9月29日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立新玉小学校

校長名 長澤 貴



小田原市学校運営協議会設置校指定申請書

小田原市学校運営協議会設置校の指定を受けたいので、小田原市学校運営協議会設置規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 学校運営協議会設置のねらい

保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」の推進等により、子どもや地域等が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを作る。

2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)

「学校評議員」や「学校支援地域本部事業」などの取組をベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展しながら組織的・継続的な体制を構築していく。

学校運営の基本方針を承認することにより、共通した目標を持った学校支援活動を協働で展開していく。

議案第 31 号

新玉小学校学校運営協議会委員の任命について

新玉小学校学校運営協議会委員の任命について、議決を求める。

平成 27 年 9 月 29 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

新玉小学校 学校運営協議会委員名簿

任期：平成27年10月1日～平成28年3月31日

	選出区分	氏名	所属等
1	保護者	眞壁 泰光	新玉小学校PTA会長
2	保護者	堀 由季	新玉小学校PTA副会長
3	保護者	清水 綾子	新玉小学校PTA副会長
4	保護者	松本 美子	新玉連合子ども会会長
5	地域住民	飯田 和男	新玉地区自治会連合会長
6	地域住民	瀬戸 信夫	新玉小学校区育成協議会長
7	地域住民	石井 理美	新玉小学校薬剤師
8	地域住民	志村 宗男	元新玉小学校PTA会長
9	地域住民	長谷部 寛子	新玉地区主任児童委員
10	校長	長澤 貴	新玉小学校長
11	その他	納 今日子	新玉小学校教頭
12	その他	中山 岩男	新玉小学校総括教諭

議案第 32 号

教育委員会委員長の選挙について

教育委員会委員長の選挙について、議決を求める。

平成 27 年 9 月 29 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

議案第 33 号

教育委員会委員長職務代理者の指定について

教育委員会委員長職務代理者の指定について、議決を求める。

平成 27 年 9 月 29 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄